

令和 年 月 日

保護者様

狛江市立狛江第五小学校長

下表の病気は学校保健安全法の規定により他の児童、生徒に感染するおそれなくなるまで登校できません。医師の指示に従い、許可をもらってから登校させてください。

登校の際は、証明書を必ず提出してください。

登校許可証明書

_____年 _____組 児童生徒氏名: _____

	チェック欄	感染症名	出席停止期間
第2種		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が、感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種		腸管出血性大腸菌感染症	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	

狛江市立狛江第五小学校長 様	
上記疾患により加療中でしたが、令和 年 月 日から登校しても支障のないものと認めます。	
発病日：令和 年 月 日	
令和 年 月 日	医療機関名 _____
	医師名 _____ 印 _____

狛江市教育委員会教育部学校教育課